

令和 8 年 第 5 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 8 年 5 月 2 5 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2 時 2 0 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	欠席
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	出席
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 小林 茂仁
9. 会 議 進 行 状 況

会 長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、始めさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 11 人、農地利用最適化推進委員 10 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 5 回会議を開きます。

会議規則第 13 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 10 番委員並びに 11 番委員を指名いたします。

会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議 長	第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請案件について議題といたします。務局より説明をお願いします。
事務局	3 ページをご覧ください。番号 1、番号 2 は受人が同一のため、一括審議をお願いいたします。まず番号 1 をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 1, 3 2 8 m² 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 5. 5 9 m² 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 3 4 1 m² 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 1 3 0 m² 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 3, 0 6 2 m² 計 5 筆 4, 8 6 6. 5 9 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地 8 9, 4 9 1. 6 4 m²、借受地 1 3 3, 4 5 4 m²、貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 7 年 6 月 7 日 相続 不耕作無家族数 4 従農数 5 経態 専業 所有機械 トラクター 6 台、籾摺機 1 台 田植え機 2 台 コンバイン 2 台 乾燥機 3 台 防除機 1 台 位置 農用地区域 自宅から 4. 7 キロメートル。 続きまして、番号 2 をご覧ください。受人は番号 1 と同一です。 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 1, 5 7 6 m² 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積 1, 5 7 0 m² 計 2 筆 3, 1 4 6 m² 権利内容、理由、耕作面積については番号 1 と同じです 取得状況 令和 6 年 2 月 2 6 日 売買 以下、不耕作から所有機械まで番号 1 と同じです。 位置 農用地区域 自宅から 2. 5 キロメートル。 4 ページをご覧ください。こちらは番号 1 ○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側と次の 5 ページが公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は麦が作付けされています。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。また○○市農業委員会に耕作状況を確認したところ問題なしと回答がありました。受け人は○○市と本町を中心に米・麦・露地野菜の栽培を行っており、申請地取得後は米・麦の栽培を行いたいとのことです。申請理由ですが、渡人は農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。 次に番号 2 の渡人は、この後にご審議いただきます番号 3 の受人になりますが、番号 3 の申請地について、当初売買の相談が番号 1、2 の受人の□□氏とされていたところ、隣の田を耕作している番号 2 の渡人から番号 3 の受人になりたいと話があり、変更する代わりに番号 2 の申請地を、□□氏に譲ることになったとのことです。なお、受人は番号 2 の申請地の隣の田を耕作しており、農地の集積・集約にもなります。 以上、番号 1、番号 2 の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします

議 長	農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。2番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
2番委員	受人はとても良く管理されている方なので問題ないと思います。 農家は規模拡大の場合借りることが多いが、この方は何故所有権なのか。
事務局	渡人が貸すのではなく、売りたいとの要望なのでそれに応えたとのこと。受人が所有権移転を望んでいるのかは不明です。
議 長	次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉4番	非常にきれいに管理されているのでこのまま継続してもらえば問題ないと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 推進委員松久3番
推進委員 松久3番	受人は近年よく農地を買われている。借りるより買う方が長い目で見れば得だからなのか。また〇〇市ではどの程度農地を所有しているのか。本来であれば美里町民で集積した方が良くと思うが。
事務局	1反あたり25万円で買われています。買う方が得であるのかは事務局では分かりかねます。また美里町以外では田20,000㎡、畑3,000㎡所有しています。受人は〇〇市でも農地を集積しています。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 続いて、3条の番号2を審議いたします。10番委員より補足説明がありましたらお願いします。
10番委員	番号3の議案で審議する農地との交換と聞いている。集積につながるのいいと思います。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	農地の集積になるので良い事案だと思います。現地は問題ないです。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、3条の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	7ページ番号3をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△ 番 地目 田 面積1,034㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積 1,382㎡ 計2筆 2,416㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自 作地18,362㎡、借受地62,696㎡、貸付地0㎡ 取得状況 昭和62 年5月26日 相続 不耕作無 家族数1 従農数1 経態 専業 所有機 械 トラクター4台、コンバイン2台 トラック3台 田植え機2台 耕耘機

	1台 防除機1台 位置 農用地区域 自宅から1.5キロメートル。 8ページをご覧ください。こちらは〇〇地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側と9ページが公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は麦が作付けと管理耕作がされています。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。受人は米、麦、露地野菜の栽培を行っており、申請地取得後は、米、麦の栽培を行いたいとのことです。申請理由ですが、渡人は農業を行わないので受人に農地を譲り渡したいとのことです。なお、受人は申請地の隣のたを耕作しており、農地の集積・集約にもなります。以上、番号3の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします
議 長	続いて、3条の番号3を審議いたします。10番委員より補足説明がありましたらお願いします。
10番委員	渡人は定年退職後に農業をやっていたが年齢とともにできなくなったとのことです。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	現地はきれいになっており問題ないと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長	農地法第3条の番号1から番号3の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	11ページをご覧ください。 番号1 受人 大字〇〇△△△番地 有限会社□□□□ 代表取締役□□□□ 渡人 〇〇町大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 357㎡ 転用目的 寄宿舍 権利内容 所有権 申請内容 平屋建て2棟 99.36㎡ 取得状況 平成25年4月17日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。 12ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、〇〇地内の土木事業者であり、外国人技能実習制度の一環として3名の外国人を正社員として雇用しています。現在は〇〇市のアパートを借り上げて住んでもらっており、通勤に自転車で30分程度かかっている状況です。今後は事業拡大のため実習生を数人増やす予定で、優秀な人材確保と住環境の向上が必要であることから、会社まで5分程度で通勤できる立地の良い申請地に寄宿舍を計画しました。道路接続については、申請地西に町道があり、西側道路から水道の取り出しと、合併浄化槽から道路側溝へ排水を行います。 なお、〇〇市のアパートは寄宿舍が完成した後は賃貸契約を解除することです。 説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。
8番委員	受人は解体業を営んでおり事業を大きくしています。渡人は農地を整理していましたが、今回の申請地のみ残っていました。今まで使っていなかった農地なので良いと思います。

議 長	次に、推進委員東兎玉 1 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉 1 番	申請地は耕作するには使いづらいので、今回の申請は良いと思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。
	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 10 番委員
10 番委員	入居予定者が外国人技能実習生とのことであるが、ゴミ出しのルールを守ってもらうよう伝えて欲しい。
事務局	ゴミ出しについては総務課になるので、担当者から区長に伝えてもらうように話します。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第 1 号報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

事務局	15ページをご覧ください。 町より美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。 次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（新規）でございます。 1番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 42歳 営農類型 露地野菜 計画の概要 各作物の作付け面積はトウモロコシ40アールから200アール 春ブロッコリー0アールから40アール 秋ブロッコリー0アールから60アール ナス0アールから10アール 経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を図る。農作物の高品質化・安定した収入を確保するため、土壌分析を実施する。有識者や専門家の意見を取り入れながら農業経営を行う。臨時雇用を確保し、定期的に休暇を取り入れながら営農するとのことです。 続きまして、認定農業者経営改善計画（更新）でございます。1番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 74歳 営農類型 水稻、麦類作 計画の概要 各作物の作付面積は水稻420アールから600アール 小麦330アールから400アール 経営改善の方向の概要は、農地の集積を行い作業効率の向上を図るとともに、米麦の規模拡大を目指す。複式簿記による記帳を行い、経営管理の合理化を目指す。繁忙期は臨時雇用を確保し、作業負担の削減を図る。収刈り機を更新することで農作業の効率化を図るとのことです。 続きまして2番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 40歳 営農類型 露地野菜 計画の概要 各作物の作付面積はブロッコリー330アールから400アール ナス35アールから50アール トウモロコシは変更ありません ナス10アールから15アール 経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、農地の集約化及び作業管理の効率化を図る。農作業効率化のため、農業用作業所の規模拡大を図る。普通トラック、ブームスプレーヤー、乗用中耕管理機、ネギ乗用収穫機を導入し、作業の効率化を図る。経営コンサルタント又は事務員を雇い、経営管理業務を委託するとのことです。 第1号報告事項について報告を終わります。
議長	第1号報告事項について何か質問はありますか。 質問がないようですので、その他委員の皆様から何かありますか。 ないようですので、以上で報告事項を終わります。
議長	それでは議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

会長代理	閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第5回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和8年5月25日 議 長 松本 清貴 署名委員 長 滝 岳 署名委員 深田 和也	